

(令和7年4月14日発表)

子ども関連施設出店事業補助金の申請を募集

◆アピールポイント	中心市街地へ親子・子ども向けの民間施設の出店を促すことで、子育て世帯の利便性向上や中心市街地の活性化を図る施設整備とイベント・PR活動等を支援します。										
◆募集期間	令和7年4月14日（月）から5月16日（金）まで										
資格内容など	1 申請対象者 個人事業主又は法人、商店街団体 2 対象経費 ①ソフト経費 広告宣伝費、委託費、報償費 ②ハード経費 改装費、備品購入費 3 補助率 2/3 4 上限額 ソフト経費 100 万円、ハード経費 400 万円 5 対象事業の例 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象業種</th><th>対象事業の例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td><td>子ども服、玩具、駄菓子等、主として乳児（1 歳未満）、幼児（1 歳から小学校就学の始期に達するまで）、その他未成年者（18 歳未満）を対象とした商品を取り扱う店舗</td></tr> <tr> <td>飲食サービス業</td><td>主として乳児（1 歳未満）、幼児（1 歳から小学校就学の始期に達するまで）の子育てに関わる親及びその子を対象とし、親と子が食事を楽しみやすい工夫がされている店舗（例：プレイルールの設置、離乳食の提供、おむつ替えルールの設置 等）</td></tr> <tr> <td>教育、学習支援業等</td><td>学習塾、教養・技能教室（例：音楽教室、書道教室、そろばん教室、外国語教室、ダンス教室、スポーツ教室）等、主として乳児（1 歳未満）、幼児（1 歳から小学校就学の始期に達するまで）、その他未成年者（18 歳未満）を対象にサービスを提供する施設</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>授乳室、おむつ替えルーム等、商店街を利用する方に広く開放し子育て世帯の利便性を向上させることを目的とした施設改修</td></tr> </tbody> </table> 6 採択方法 市子ども関連施設出店事業選定委員会により採択事業を決定 7 対象エリア 中心市街地（静岡地区・清水地区）の区域に立地する、親子連れの受け入れに積極的な商店街 8 昨年度の採択事業 ・子育てママさんも利用しやすいワークショップスペースの整備 ・親子で楽しめるカフェの整備 ・ダンス教室の出店、キッズスペースの整備	対象業種	対象事業の例	小売業	子ども服、玩具、駄菓子等、主として乳児（1 歳未満）、幼児（1 歳から小学校就学の始期に達するまで）、その他未成年者（18 歳未満）を対象とした商品を取り扱う店舗	飲食サービス業	主として乳児（1 歳未満）、幼児（1 歳から小学校就学の始期に達するまで）の子育てに関わる親及びその子を対象とし、親と子が食事を楽しみやすい工夫がされている店舗（例：プレイルールの設置、離乳食の提供、おむつ替えルールの設置 等）	教育、学習支援業等	学習塾、教養・技能教室（例：音楽教室、書道教室、そろばん教室、外国語教室、ダンス教室、スポーツ教室）等、主として乳児（1 歳未満）、幼児（1 歳から小学校就学の始期に達するまで）、その他未成年者（18 歳未満）を対象にサービスを提供する施設	その他	授乳室、おむつ替えルーム等、商店街を利用する方に広く開放し子育て世帯の利便性を向上させることを目的とした施設改修
対象業種	対象事業の例										
小売業	子ども服、玩具、駄菓子等、主として乳児（1 歳未満）、幼児（1 歳から小学校就学の始期に達するまで）、その他未成年者（18 歳未満）を対象とした商品を取り扱う店舗										
飲食サービス業	主として乳児（1 歳未満）、幼児（1 歳から小学校就学の始期に達するまで）の子育てに関わる親及びその子を対象とし、親と子が食事を楽しみやすい工夫がされている店舗（例：プレイルールの設置、離乳食の提供、おむつ替えルールの設置 等）										
教育、学習支援業等	学習塾、教養・技能教室（例：音楽教室、書道教室、そろばん教室、外国語教室、ダンス教室、スポーツ教室）等、主として乳児（1 歳未満）、幼児（1 歳から小学校就学の始期に達するまで）、その他未成年者（18 歳未満）を対象にサービスを提供する施設										
その他	授乳室、おむつ替えルーム等、商店街を利用する方に広く開放し子育て世帯の利便性を向上させることを目的とした施設改修										
◆申請方法	商業労政課（静岡市清水区旭町6番8号）宛て 持参又はメールで提出 詳細は市 HP（ https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5478/s013068.html ）を参照										

別紙資料 無

【問合せ】 商業労政課 （清水庁舎5階）
 担当 藤原、佐野
 電話 054-354-2306